

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により令和 2 年 12 月から令和 3 年 2 月に実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

財政援助団体等監査の結果

令和3年3月26日

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和元年度を対象とした。

(2) 対象団体

- ア 出資・出捐団体（県が資本金等を4分の1以上出資等している33団体のうち、20団体）
 - イ 補助金等交付団体（県が1事業500万円以上の補助金等を交付している449団体のうち、18団体）
 - ウ 指定管理者（43指定管理者（46施設）のうち、10指定管理者（10施設））
- （注）出資・出捐団体及び指定管理者は令和2年4月1日時点、補助金等交付団体は令和元年度について記載

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか等に着眼して実施した。

(1) 出資・出捐団体

- ア 設立目的に沿った団体運営が行われ、経営状態は良好か。
- イ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ウ 所管機関による指導監督は、適切に行われているか。

(2) 補助金等交付団体

- ア 補助事業等の目的に沿った執行が行われ、事業効果を発揮しているか。
- イ 補助事業等の交付申請、実績報告等の手続及び内容は適切か。

(3) 指定管理者

- ア 協定書に沿った施設運営が行われ、事業効果を発揮しているか。
- イ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ウ 所管機関による指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠した。同基準、監査基本要綱及び財政援助団体等選定基準に基づき選定した48団体について、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行うとともに、うち4団体については、監査専門委員を選任して専門的な事項の調査を行い、それらの結果を踏まえて、監査委員が実地又は書面により監査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対応のため、実地監査の一部はオンラインにより実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり8団体において1件の指摘事項及び8件の指導事項並びに3所管機関において2件の指摘事項及び1件の指導事項が見受けられたので、表2-2、3-2、3-3及び4-2のとおり対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

また、表2-3のとおり1所管機関において1件の検討事項が見受けられたので、当該機関に対し必要な検討を求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

表 1 (監査実施団体数及び指摘等件数)

区 分	監査実施団体数		団体監査結果件数			所管機関監査結果件数				
		指摘等 有り	指摘 事項	指導 事項	検討 事項		指摘 事項	指導 事項	検討 事項	
出資・出捐団体	20	3	4	0	4	0	1	0	0	1
補助金等交付団体	18	3	3	1	2	0	3	2	1	0
指定管理者	10	2	2	0	2	0	0	0	0	0
合 計	48	8	9	1	8	0	4	2	1	1

(注) 指摘等の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は団体の監査の結果として所管機関に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2-1 出資・出捐団体 (20 団体) 及び所管機関

	実施団体名	所管機関名	監査 実施日	実施 方法	予備監査 実施日	実施 方法
1	公益財団法人 岐阜県スポーツ協会	地域スポーツ課	2月24日	オンライン	12月9日	実地
2	公益財団法人 岐阜県教育文化財団	文化創造課 健康福祉政策課	1月12日	実地	12月4日	実地
3	公益財団法人 岐阜県美術振興会	文化伝承課	1月19日	書面	12月7日	実地
4	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	健康福祉政策課	2月26日	オンライン	12月2日 及び3日	実地
5	地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	医療整備課	2月15日	書面	11月5日	書面 専門
6	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	医療整備課	2月15日	書面	11月16日	書面 専門
7	地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	医療整備課	2月15日	書面	10月22日	書面 専門
8	公立大学法人 岐阜県立看護大学	医療福祉連携推進課	12月8日	実地	10月26日 及び27日	実地
9	公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター	商工政策課	2月25日	オンライン	11月12日 及び13日	実地
10	株式会社 サン・シング東海	労働雇用課	1月19日	書面	12月15日	実地
11	一般社団法人 岐阜県農畜産公社	農政課	2月17日	オンライン	11月24日 及び25日	実地
12	一般社団法人 岐阜県畜産協会	畜産振興課	2月17日	オンライン	12月2日	実地
13	公益社団法人 木曾三川水源造成公社	治山課	1月19日	書面	12月2日	実地
14	公益社団法人 岐阜県森林公社	治山課	2月26日	オンライン	12月8日	実地

15	岐阜県土地開発公社	用地課	1月12日	実地	11月19日 及び20日	実地
16	公益財団法人 岐阜県浄水事業公社	下水道課	2月15日	書面	11月12日	実地 専門
17	岐阜県住宅供給公社	住宅課	1月12日	実地	11月9日 及び10日	実地
18	明知鉄道株式会社	公共交通課	12月8日	実地	10月27日	実地
19	長良川鉄道株式会社	公共交通課	12月15日	実地	10月22日	実地
20	公益財団法人 岐阜県暴力追放推進センター	組織犯罪対策課	12月3日	実地	11月4日	実地

(注) 専門：監査専門委員による予備監査を実施したもの

表2-2 (団体に対する指導事項の内容)

団体名	区分	内容
公益財団法人 岐阜県美術振興会	指導事項	<p>経理事務において、出納役は、「公益財団法人岐阜県美術振興会会計処理規程」により、毎月末に、預貯金の残高を証明することができる書類によりその残高と帳簿の残高とを照合するとともに、有価証券について実査を行い、帳簿と照合しなければならないとされているが、平成31年4月以降、これらの照合を実施したことが確認できない状況となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	指導事項	<p>平成30年度の決算に係る事務処理において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>令和2年6月に令和元年度の決算書を作成する過程で、平成30年度決算の医業未収金に35,020,929円の過大計上があることが判明したため、当該過大計上額を令和元年度の決算において修正した。同修正に当たっては、過年度決算の修正であることから、本来は、医業未収金から上記過大計上額を減ずるとともに、同額を臨時損失に計上する処理を行うべきところ、当該事案は金額が営業収益の1%未満であることから重要性が乏しいと判断し、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号）等（以下「会計基準等」という。）において、「重要性の乏しいものについては、本来の方法によらないで他の簡便な方法によることが認められる」とされていることから、臨時損失への計上ではなく、同額を医業収益から減ずる処理を行っていた。</p> <p>しかし、会計基準等では「経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損益に属さないものを記載して、経常利益を計算する。」とされており、重要性が乏しいと判断して臨時損失への計上によらない場合でも、医業収益の減額ではなく営業外費用への計上で対応すべきであった。</p>

		<p>なお、重要性の判断については、当該事案で修正された医業未収金の過大計上は病院の主要な業務に係る事項であり、会計基準等において金額的側面及び質的側面の両面から判断を求めていることから、今後は質的側面にも十分留意して判断されたい。</p>
<p>公立大学法人 岐阜県立看護大学</p>	<p>指導事項</p>	<p>業務運営において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに取組を開始し、今後は適正に処理されたい。</p> <p>平成 29 年度の地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 118 号）の改正を受けて、平成 30 年 4 月 1 日に「公立大学法人岐阜県立看護大学業務方法書（以下「業務方法書」という。）」を改正し、「役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）」の整備等に努めることとし、必要な規程の整備を進めるなどしてきている。</p> <p>そして、内部統制システムの整備等のうち、リスク評価と対応に関する事項については、業務方法書において、業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析等に努めるとともに、（１）リスク管理に係る事務を統括する部署の設置、（２）把握したリスクを低減するための検討、（３）把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し及び（４）把握したリスクに関する広報の体制及び広報における留意事項の整理といった取組を行うこととし、31 年 4 月までには（１）の取組として、総務企画課（現在の企画室）をリスク管理を含む内部統制に係る事務を統括する部署と定めている。</p> <p>しかし、上記（２）、（３）及び（４）の各取組の前提となるリスクの把握が行われておらず、これら各取組は実施されていなかった。</p>
	<p>指導事項</p>	<p>令和元年度の決算等に係る事務処理において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 令和元年度の決算に係る事務処理について、立替金のうち令和元年 7 月及び 8 月に職員 1 名分の共済組合掛金を法人が立て替えた 15,074 円は、その後 9 月に当該職員から同額を徴収した際、立替金の減額処理が行われず、決算時においても確認が十分でなかったため未処理のままとなり、立替金の決算額 272,606 円は、15,074 円が過大な誤ったものとなっていた。</p> <p>2 令和元年度 12 月分の「市民税・県民税（特別徴収）」について、事務処理に関する職員間の連携不足により納入が遅延し市から督促を受けた結果、督促手数料 1 件 100 円の支払が生じた。</p>

表 2 - 3 (所管機関に対する検討事項の内容)

所管機関名 【団体名】	区分	内容
文化創造課 【公益財団法人岐阜県教育文化財団】	検討事項	<p>公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）に対する平成29年度岐阜県教育文化財団補助金において、次のとおり仕入税額控除した消費税に係る補助金（以下「消費税相当額」という。）の返還が大幅に遅延する不適正な事項が見受けられた。その主な原因は、「公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱」に消費税相当額の取扱いに関する規定が無いことによると認められるので、速やかに必要な規定を設けるなど、今後の処置について検討されたい。</p> <p>財団は、平成29年度決算に伴う法人の消費税の確定申告（申告期限平成30年5月末日）に当たり、消費税相当額96,700円を県に返還する必要があると認識し、補助金の額の確定（平成30年5月18日）後、県と協議したが、県は具体的な手続を示さなかった。その後、財団が、平成30年度に県から交付を受けた補助金に係る消費税相当額と合わせて、再度県と協議したところ、県は令和元年11月22日に返還を指示し、12月2日、財団は同額を返還していた。</p>

表 3 - 1 (補助金等交付団体 (18 団体) 及び所管機関)

実施団体名	【所管機関名】 補助金等の名称	監査 実施日	実施 方法	予備監査 実施日	実施 方法
1 八百津町	【地域振興課】 岐阜県清流の国ぎふ推進補助金 (清流の国ぎふづくり推進事業)	1月19日	書面	11月26日	実地
2 公益社団法人 ぎふ瑞穂スポーツ ガーデン	【地域スポーツ課】 トップアスリート拠点クラブ活動費 交付金 (クラブ基盤強化事業)	1月19日	書面	11月13日	実地
	【競技スポーツ課】 トップアスリート拠点クラブ活動費 交付金 (競技力向上事業)				
3 学校法人福寿学園	【私学振興・青少年課】 岐阜県私立学校教育振興費補助金	1月19日	書面	11月12日	実地
4 学校法人まこと学園	【私学振興・青少年課】 岐阜県私立専修学校及び各種学校 教育振興費補助金	1月19日	書面	11月9日	実地
5 エンジン01 in岐阜実行委員会	【文化創造課】 エンジン01in岐阜実行委員会負担金	1月19日	書面	11月19日	実地
6 岐阜県地歌舞伎保存 振興協議会	【文化伝承課】 無形民族文化財伝承事業費補助金 (地歌舞伎担い手育成支援事業費補助金)	1月19日	書面	11月10日	実地
7 北方町	【子育て支援課】 岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金 岐阜県放課後児童クラブ施設整備費補助金	1月19日	書面	11月16日	実地

8	神岡商工会議所	【商工政策課】 岐阜県商工会及び商工会議所補助金	1月19日	書面	10月29日	実地
9	国立大学法人 東海国立大学機構 (岐阜大学)	【産業人材課】 国立大学法人岐阜大学と県内企業 との連携授業に係る負担金	1月19日	書面	11月18日	実地
		【産業技術課】 岐阜県航空宇宙産業生産技術人材 育成・研究開発事業費補助金				
10	株式会社渡辺製作所	【産業技術課】 中小企業等IoT導入促進補助金	1月19日	書面	11月11日	実地
11	岐阜県農業協同組合中央会	【農政課】 岐阜県農業振興事業補助金 (農業協同組合中央会事業活動促進費補助金)	1月19日	書面	11月9日	実地
		【家畜防疫対策課】 岐阜県畜産振興事業補助金 (豚コレラ出荷自粛農場経営支援事業)				
12	公益社団法人 岐阜県獣医師会	【家畜防疫対策課】 岐阜県畜産振興事業補助金 (獣医師確保修学資金貸与事業)	1月19日	書面	11月26日	実地
13	世界農業遺産 「清流長良川の鮎」 推進協議会	【里川振興課】 世界農業遺産「清流長良川の鮎」 推進協議会負担金	1月19日	書面	11月24日	実地
14	安八町	【西濃農林事務所】 岐阜県農業振興事業補助金 (多面的機能支払交付金) 岐阜県農業農村整備事業補助金 (農業農村整備事業)	1月19日	書面	11月30日	実地
15	岐阜県森林組合連合会	【森林整備課】 岐阜県森林・林業対策事業補助金 (森林組合連合会振興対策費補助金)	1月19日	書面	11月18日	実地
		【中濃農林事務所】 岐阜県森林・林業対策事業補助金 (県産材需要拡大施設等整備事業)				
16	可児土地改良区	【可茂農林事務所】 岐阜県農業農村整備事業補助金 (農業農村整備事業)	1月19日	書面	11月5日	実地
17	可茂森林組合	【可茂農林事務所】 岐阜県森林・林業対策事業補助金 (作業道防災機能強化事業) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金 (里山林整備事業)	1月19日	書面	11月6日	実地
18	株式会社白鳥交通	【公共交通課】 岐阜県バス運行対策費補助金 (広域バス路線支援事業費補助金) (車両減価償却費等補助金)	1月19日	書面	11月4日	実地

表 3-2 (団体に対する指摘事項等の内容)

団体名	区分	内容
学校法人福寿学園	指導事項	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、次のとおり不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 消耗品費について、他の地方公共団体が実施する補助事業の対象経費を含めていたことにより補助対象経費が過大となっていた。 2 福利費について、他の団体が補助する経費を含めていたことにより補助対象経費が過大となっていた。
公益社団法人 岐阜県獣医師会	指摘事項	岐阜県畜産振興事業補助金(獣医師確保修学資金貸与事業)において、補助対象となる人件費を算定するに当たり、補助事業に従事した職員の労働保険料に関する計算を誤ったことにより、補助金 763 円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
安八町	指導事項	岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)において、間接補助事業者による事業が完了しておらず、間接補助事業者から事業完了報告が提出されていないのに、令和 2 年 3 月 2 日付けで県に事業実績報告書を提出していたので、今後は適正に処理されたい。

表 3-3 (所管機関に対する指摘事項等の内容)

所管機関名 【団体名】	区分	内容
私学振興・青少年課 【学校法人福寿学園】	指導事項	学校法人福寿学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、次のとおり不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。 1 消耗品費について、他の地方公共団体が実施する補助事業の対象経費が含まれていたことにより補助対象経費が過大となっていた。 2 福利費について、他の団体が補助する経費が含まれていたことにより補助対象経費が過大となっていた。
家畜防疫対策課 【公益社団法人岐阜県獣医師会】	指摘事項	公益社団法人岐阜県獣医師会(以下「獣医師会」という。)に対する岐阜県畜産振興事業補助金(獣医師確保修学資金貸与事業)において、獣医師会が補助対象となる人件費を算定するに当たり、補助事業に従事した職員の労働保険料に関する計算を誤っていたのに、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助金 763 円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
西濃農林事務所 【安八町】	指摘事項	安八町(以下「町」という。)に対する岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)において、間接補助事業者による事業が完了しておらず、町に対し事業完了報告が提出されていないにもかかわらず、令和 2 年 3 月 2 日付けで町から提出された事業実績報告書を受理した上で事業確認を行い、3 月 19 日付けで補助金の額の確定を行っているなど、審査及び確認並びに町に対する指導が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。

表 4-1 (指定管理者 (10 団体) 及び所管機関)

実施団体名	【所管機関名】 施設名称	監査 実施日	実施 方法	予備監査 実施日	実施 方法
1 公益財団法人 岐阜県スポーツ協会	【地域スポーツ課】 岐阜メモリアルセンター 岐阜県長良川球技場 岐阜県スポーツ科学センター	2月24日	オンライン	11月30日	実地
2 関ヶ原町	【環境企画課】 岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター	1月19日	書面	12月8日	実地
3 公益財団法人 岐阜県教育文化財団	【文化創造課】 ぎふ清流文化プラザ	1月12日	実地	11月20日	実地
4 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	【高齢福祉課】 岐阜県立飛騨寿楽苑	2月26日	オンライン	10月26日	実地
5 一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会	【障害福祉課】 岐阜県福祉友愛アリーナ	2月17日	オンライン	12月10日	実地
6 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	【障害福祉課】 岐阜県立はなの木苑	2月26日	オンライン	11月25日	実地
7 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	【障害福祉課】 岐阜県立ひまわりの丘 (第三学園)	1月19日	書面	11月24日	実地
8 伊藤忠アーバン コミュニティ・グループ	【産業技術課及び住宅課】 ソフトピアジャパンセンター 県営住宅(ソピア・フラッツに限る。)	1月19日	書面	12月7日	実地
9 株式会社 江ノ島マリンコーポレーション	【都市公園課】 世界淡水魚園 (世界淡水魚園水族館を含む一部の区域。)	12月3日	実地	10月23日	実地
10 株式会社 オアシスパーク	【都市公園課】 世界淡水魚園 (世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)	12月3日	実地	10月29日	実地

表 4-2 (団体に対する指導事項の内容)

団体名 【施設名称】	区分	内容
関ヶ原町 【岐阜県東海自然歩道 関ヶ原ビジターセンター】	指導事項	エコミュージアム関ヶ原エレベーター設備保守委託に係る契約事務において、委託料を一括で前払していたが、関ヶ原町契約規則に基づき契約書に前金払の時期及び金額を記載すべきところ、これらを記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。
公益財団法人 岐阜県教育文化財団 【ぎふ清流文化プラザ】	指導事項	ぎふ清流文化プラザの管理運営業務において、1物品当たり10万円以上である備品の購入等を行う必要が生じたときは、「ぎふ清流文化プラザの管理に関する基本協定書」に基づき、その旨を県に連絡すべきところ連絡していないものがあったため、今後は適正に処理されたい。